

国海査第 526 号の 7
平成 17 年 3 月 28 日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局検査測度課長

船上焼却炉に係る MARPOL73/78 条約の 97 年議定書(船舶からの大気汚染防止のための規則「新附属書」の追加に関するもの)への適合性の証明について(廃止)
(関連：平成 11 年 7 月 7 日付海査第 331 号)

標記議定書の発行(平成 17 年 5 月 19 日)に向けて関係法令が整備され、平成 17 年 3 月 28 日から海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく船舶発生油等焼却設備(船上焼却炉)の型式承認及び英文型式承認書の交付を開始いたします。

これに伴い、船上焼却炉に係る英文雑証明の発行に関する業務を行わないこととするため、下記の検査測度課長通達を平成 17 年 3 月 28 日付で廃止いたしますのでお知らせいたします。

記

船上焼却炉に係る MARPOL73/78 条約の 97 年議定書(船舶からの大気汚染防止のための規則「新附属書」の追加に関するもの)への適合性の証明について(関連：平成 11 年 7 月 7 日付海査第 331 号)

<参考>

事務連絡

平成 17 年 3 月 28 日

(社)日本船舶品質管理協会 ご担当 殿

国土交通省海事局検査測度課専門官

業務第一係

船上焼却炉の附属書 に関する適合証明書の交付事務の廃止について

1. これまでの経緯

国際海事機関(IMO)において、1997年にMARPOL条約に附属(大気汚染防止規制)を追加する議定書が採択され、附属書第16規則により各国の排他的経済水域(EEZ水域)を超えて航行する船舶の船上焼却炉については主管庁が認めたものを設置することとされました。

このため、我が国では平成12年より船上焼却炉に対しIMOが定める基準に適合する旨の英文雑証明を申請に応じて交付してきましたが、平成17年2月1日に国内法令が整備され船舶発生油等焼却設備(船上焼却炉)に係る型式承認書を交付できることとなったため、平成17年3月28日をもって船上焼却炉に係る英文雑証明の交付に関する通達を廃止することといたします。

2. これまで交付した英文雑証明

これまで当課から交付しました船上焼却炉に係る英文雑証明は、IMO決議MEPC.93(45)ANNEXの様式と異なることから、MARPOL条約附属書の発効日(平成17年5月19日)以降、場合によっては外国政府からその効力を認められない可能性があるため、IMO決議MEPC.93(45)ANNEXの様式に書き換えをおこないます。

これまで英文雑証明の交付を受けた製造者におかれましては、英文雑証明(正本)を添えて当課業務第一係あてに申請を行い、書換えを受けていただきます。書換えの後、当該証書の写しを、焼却炉の所有者が本船に備え置いている英文雑証明の写しと差し替えることとします。

3. 今後搭載する船舶発生油等焼却設備

今後は船舶発生油等焼却設備の型式承認を行います。発効日以降、法令に基づき船舶発生油等焼却設備を設置する場合は、型式承認及び検定を受けたものを搭載していただきます。

なお、すでに英文雑証明を交付した型式で型式承認を受けるものについては、型式承認を受けた英文型式承認書を交付することとさせていただきます。英文雑証明を書換えた証書と英文型式承認書は同一の様式で、効力は変わりません。

<連絡先>

国土交通省 海事局 検査測度課

専門官 江頭、業務第一係長 西

03-5253-8111(内線:44124)

E-mail: nishi-t2iv@mlit.go.jp